

個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)に基づいて医療法人社団景翠会健診事業部(以下「事業部」という)における個人情報の適切な取扱いに関して規定するものである

第2条 事業部においては受託健康保険組合および受託健診事業者、取引先、職員等の個人情報に関する権利を守る事を目的とする

(管理体制)

第3条 事業部内には、個人情報管理委員会(以下：委員会という)を設置し、事業部内組織に対応した「個人情報管理委員長(以下：委員長という)」を任命する。

第4条 委員長は個人情報保護の徹底が図られるよう職員に対する教育訓練、各種安全対策等を実施しなければならない

第5条 委員会は個人情報に関する開示請求や苦情処理を適切に行う事とする

(利用および提供)

第6条 事業部が、業務上知り得た個人情報を本来の目的以外に利用する場合は本人の承諾を得なければならない

第7条 事業部は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なくして第三者に提供および開示をしてはならない

第8条 事業部は個人情報保護法第16条および第23条第一項に基く場合は本人の承諾を得ることなく開示する事もありえる

(守秘義務と損害賠償)

第9条 事業部の全ての職員は業務上知り得た個人情報を正当な理由なくして第三者に提供、開示、漏洩をしてはいけない
また、「当事業部」を退職した後も同様とする

第10条 同9条に違反した場合には、就業規則に定めるところにより懲戒処分に処する事がある。また、それによって生じた損害については、その損害賠償を求めることがある

(セキュリティ対策)

第11条 個人情報を記録した書類やパソコン等については特定の関係者以外閲覧・アクセスが出来ないように施錠およびパスワードの設定などの対策を講じる事とする

第12条 地震・火災等不慮の事故による個人情報の消滅・破損等を未然に防止するためにバックアップ体制等の必要な処置を講ずる

(業務の外部委託)

第13条 健診業務を外部に委託する場合には委託先の個人情報に関する管理状態を十分に確認し、個人情報に関する覚書を締結しなくてはならない

第14条 委員会は必要に応じて外部委託業者の個人情報に関する監督並びに管理監査を行わなければならない

(教育訓練)

第15条 委員会は個人情報に関する関係法令ならびに関連規定・細則を周知するとともに、常に関連情報の入手に努力し職員にその内容を徹底周知すべく教育訓練しなければならない

第16条 新規に当事業部に入職した職員は入職後2ヶ月以内に個人情報に関する導入研修を受けなければならない

(施行期日)

第17条 この規程は平成17年4月1日より施行する

令和5年5月31日 改定

医療法人 社団 景翠会
福浦健診クリニック